

公文書館講座古文書解読講座（初級編）資料紹介①

平成二十五年六月二十九日（土）の初級編では、「町触控」（資料番号 A3171571131）等を教材に使用しました。



天明四年辰七月八日町々江  
触流二而被仰渡佐之通

火之本要心之儀者春中より  
委曲被仰渡候通故要心  
筋之儀於町々尔茂怠り  
有之間鋪候得共近来所々  
投火等有之且怪鋪者も  
入込候様二相聞候二付廻番  
御目附江茂屹度被仰渡候間  
尚以町内申合相互尔無怠  
可被遂吟味候猶委曲被  
仰渡候次第茂有之候へとも  
難被指延儀二付一ト先町々江  
被仰触候間格別遂相談  
所存相竭し厳重尔  
要心筋可被取計候已上

## 町触控

明和七年（1770）から明治二年（1869）に至る、秋田藩が城下やその他領内の各所に命じた法令の集大成です。城下および在郷給人を対象とした御触書留を中心とし、ほかに町奉行支配の町人や郡方支配の農村への御触書留が含まれています。